

東京大学アト秒レーザー科学研究機構内規

令和8年4月1日

プロボスト裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第16条、第17条及び第18条に基づく室等について（令和8年3月19日総長裁定）第2条第2項に基づく組織としてプロボストオフィス機構等運営委員会の下に設置される東京大学アト秒レーザー科学研究機構（以下「機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、関係部局の協力のもと学内連携を強化し、アト秒レーザー科学研究施設（ALFA）の建設及び共同利用・共同研究拠点としての認定に向けた運営体制の構築を目的とする。

(事業)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) アト秒光ビームライン整備のため光源研究開発の推進
- (2) 物質科学、生命科学及び環境科学等、広い分野の研究者が利用可能な計測装置の整備・推進
- (3) アト秒レーザー科学研究施設を国際的な教育・研究の場とするための準備
- (4) アト秒レーザー光源及び最先端計測技術の研究開発を目的とした、他機関との連携体制の構築
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織等)

第4条 機構に、構成員として兼任教員、特任教員、特任研究員、事務職員、特任専門員及び特任専門職員等を置くことができる。

(機構長)

第5条 機構に、機構長を置く。

- 2 機構長は、本学の教授又は特任教授のうちからプロボストが指名する。
- 3 機構長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副機構長)

第6条 機構に、副機構長を置くことができる。

- 2 副機構長は、本学の教授又は機構の構成員のうちから機構長が指名する。

3 副機構長の任期は、機構長が定める期間とし再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該副機構長を指名する機構長の任期の末日以前でなければならない。

4 機構長に事故があるときは、副機構長がその職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 機構に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、機構長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者に機構長が委嘱する。

(1) 機構に係る部局の長又は部局の長が推薦する当該部局の教員

(2) その他機構長が必要と認めた本学教員 若干名

5 前各項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 機構に関する事務は、理学系研究科等事務部で行う。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。